

# 令和4年度第3回宮城県環境審議会

日 時：令和4年12月21日（水曜日）

午後1時30分から2時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中，19人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認
- ・新任の委員の紹介

## 2 あいさつ（佐藤環境生活部長（以下「佐藤部長」））

## 3 議 事

### （1）会長及び副会長の選任について

- ・会長が選出されるまでの間，佐藤部長が進行役として，議事を進行。

＜佐藤部長＞ それでは，しばらくの間，進行役として会長，副会長の選出を進めさせていただきます。会長，副会長の選出に関する規定について，事務局から説明をお願いします。

＜事務局＞ （資料1に沿って説明）

＜佐藤部長＞ 委員の互選により選出するということですが，皆様から自薦，他薦のお声をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

＜松八重委員＞ 事務局に案はありますか。

＜佐藤部長＞ 事務局お願いします。

＜環境政策課長＞ 審議会会長・副会長の事務局案につきまして，御説明申し上げます。会長には，前任期までの会長である吉岡敏明委員に，再び会長をお願いしたいと考えております。また，副会長につきましても，同じく前任期まで副会長を務めていただきました，土屋範芳委員をお願いしたいと考えております。

＜佐藤部長＞ ただいま事務局より，会長，副会長ともに引き続き，吉岡委員，土屋委員をお願いしたいという案が示されましたが，いかがでしょうか。皆様の御異議がなければ，拍手をもって御承認ということでお願いします。

（拍手）

＜佐藤部長＞ ありがとうございます。それでは，会長に吉岡委員，副会長に土屋委員

を選出することとさせていただきます。

(会長、副会長が席移動)

**<司会>** それでは、吉岡会長、土屋副会長より一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

**<吉岡会長>** 東北大学の吉岡でございます。前期に引き続きまして、会長のご指名をいただきました。しっかりと運営を取りまとめていきたいと思えます。年の瀬の非常に忙しい時期ですが、年を追うごとにすごく忙しくなっているなど感じるのは私だけではないと思えますけれども、皆さんもそういう状況だと思えます。先ほど部長からも御挨拶にありましたように、脱炭素に向けた動きというのが世界的に非常に大きくなってきています。それに向けて世の中が今非常に大きく変わろうとしている。この皆さんの忙しさは、我々も含めてですけども、一つの表れかなと思えます。特にカーボンニュートラルであるとか、サーキュラーエコノミーといった、ただ単に物質循環する、或いは環境を綺麗にするというだけではなく、それを動かすための仕組みづくりが、世界を含めて、新しい形で動き出したと見るべきだろうと思っております。その中で宮城県というのは、非常に自然環境が優れていながら、経済活動も、ほどほどにと言ったら失礼かもしれませんが、東北で非常に中心的な役割を果たしている、そういう地域でございます。環境に対して、新しい仕組みを含め、皆さんが興味あるような或いはそれに倣うような、そのようなことを挑戦できる環境というのも宮城県でありますし、その中で様々な立場から、この環境審議会の中で、皆様から、御提案、或いは御検討、御議論をいただき、この会の役割を十分に果たしていきたいと思えますので、どうぞ皆様、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**<土屋副会長>** 副会長を引き続きお引き受けすることになりました土屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この環境審議会、特に宮城県の環境審議会は東北地方をやっぱり引っ張っていく県だと考えております。先ほど吉岡会長も仰いましたけれども、豊かな自然環境と、一方で、仙台という非常に大きな都市部を抱えている、そういうある意味複雑、ある意味豊かなところかなと思えます。ここでの環境のあり方ということが非常に東北にとって重要なかなと思えます。やっぱり我々環境審議会のメンバーとしては、行政に対してきちんと問題を提起しながら住民目線で物事を考えていく、そういう役割を担っているかなと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**<司会>** ありがとうございます。ではここからの議事につきましては、環境審議会条例第6条の規定により、吉岡会長に議長をお願いしたいと存じます。吉岡会長よろしくお願いたします。

## (2) 審議事項

### ① 新たな地球温暖化対策・再エネ関連計画（最終案）について

**<吉岡会長>** それでは早速でございますが、審議事項に移らせていただきます。本日は、議題として審議事項3件が予定されています。審議事項①「新たな地球温暖化対策・再エネ関連計画（最終案）について」ですが、こちらにつきましては昨年11月に知事から諮問がありまして、審議を継続しているもので、本日は審議会の場で御審議をいただき、答申を行うという流れでございます。それでは本件につきまして、担当課から御説明をお願いいたします。

#### **<環境政策課> (資料審①-1から審①-6に沿って説明)**

**<吉岡会長>** ありがとうございます。それではただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問或いは御意見等を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。青木委員お願いいたします。

**<青木委員>** みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略ということで最終的な冊子がまとめられました。パブリックコメントによるいろんな意見がたくさん出たということは県民の皆さんがそれだけCO<sub>2</sub>の削減、CO<sub>2</sub>だけではなく温室効果ガスの削減に関して、本当に真剣になって考えようとしている証左だと思いました。そういうパブリックコメントも含めて、いろんな対応をされて最終案がまとまったということで、この案に関しては私自身同意いたしますし、これで、宮城県ゼロカーボンチャレンジ2050をスタートし、CO<sub>2</sub>削減、温室効果ガス削減に向けて、全力で取り組んでいこうということが大変よく表現されているなと思いました。私、前にも言いましたけれども、こういう計画を立てて実行をどうやっていくか、その実行された結果について、毎回、見直しをしながらどこまで削減がされているのかを県民に広くアピールし、今後どうするかということをやっていくのが大事と思っています。その中で、今日の資料の中で、5枚目の資料に、全庁組織による実行として環境政策推進本部というのを設置して、計画を実行

に移すということで、これが非常に強力な実行本部になって、様々な施策がなされるということ、期待が持てると思っています。一方で、2050年ゼロカーボンに向かって2030年に本県では50%の削減を目指すということですが、基準に対して50%削減を目指すというのは、2030年まであと8年しかないのです、ものすごく大変なことだと思います。それに対して、実行状況の把握と公表について、できるだけ早く公表して、見直しをしていくということをやっていただければと思います。ものすごく大変なことなので、2030年に50%削減というのがなかなかうまくいかなかった時にどうするかということ、今のうちに、具体策を検討するようなことも、前倒しでやっていかないとならないのではないかと考えております。ということでこの計画に関しては、答申に関しては、全く私は、このままでいけばいいんじゃないかなというふうに思いました。また、細かいことですが、この冊子としてまとめられた中にも表があり、それから今日の審議事項の審①-2の表などを見て、その表の色分けが、一般の人がぱっと見たときに紛らわしいのではないかとという色使いがあったので、図をもう少し見やすくしていただければと思います。特に、1ページ目の2の現状、温室効果ガス排出量というグラフが、2007年から2019年まで実態がどうなっているか出ていますけれども、その中で、エネルギー転換が青、運輸が青、それからその他のガスは水色、同系色でどれがどれなのかぱっと見てすぐには判別つかないので、もう少しわかりやすくしていただければなと思いました。それからその下、再生可能エネルギーの導入量に関しましても、太陽光発電がピンク色、地熱発電もピンク色、風力発電が水色、水力発電を水色ということで、同系色でどっちがどっちかよくわからないということがあるので、もう少し図を見やすくしていただければなと思いました。以上です。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。では続けて石澤委員お願いいたします。

**<石澤委員>** 大変細かいところですが、資料の審①-4の10ページ、上のほうの2の児童生徒へというところの修正がありますけれども、最終案の38ページ、その箇所、NPO・学校・行政の中黒（・）がカンマに直っておりませんので直していただければと思います。また、ここで、民間企業等というのを削除しているということになっておりますけれども、私、現職のときに、ユネスコスクールというものに関係しており、つい最近、仙台ユネスコ協会の方とお会いする機会もありまして、仙台ユネスコというのは、かなり国内でも伝統のあるところですが、公益社団法人になっております。

本県は、90校を超えるユネスコスクールを持っておりまして、東北地区でも、非常に多いところではあります。この環境教育に関しましては、ユネスコ活動というものの重要性を認識しておりますが、この中でNPOという表現がありますけれども、法人やNPO法人という表現がありますけれども、仙台ユネスコ協会のような法人というのが、このNPOとは調べましたところ別でして、NPOを非常に広義に解釈すると法人も入ると思われましても、ここのところは、きちりと書かれた方がいいのではないかとということで、NPO法人に対して、公益法人というものを加えていただいた方がいいのかなど。非常に細かいことではありますけれども、民間の企業というのを外されたというのが何かあるのかもしれないですけれども、やっぱり民間の活動をより広くという意味では、その辺のこと、ちょっと考えていただければなということではあります。以上です。

**<吉岡会長>** よろしいですか。ありがとうございます。それでは田村委員お願いいたします。

**<田村委員>** ありがとうございます。環境省の立場からしては、このみやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略というのはすごくよくまとまった計画ですので、2050年のカーボンニュートラルに向けてぜひ前倒しで、最初から達成できなかった時の対処方針や方策を考えなくてはというのは非常に現実的なお考えだと思いますけれども、前倒しで取り組むぐらいの気概を持っていただければと、そのように思います。以上です。

**<吉岡会長>** はい。ありがとうございます。では一旦ここで切らせていただいて、では今ご質問、御意見もありましたけれども、事務局の方からご回答お願いいたします。

**<環境政策課長>** 御質問ありがとうございます。まず初めの施策の点検の部分についてです。きちんとしたエビデンスを把握して、どういった条件があるのかということの一つ一つお伝えした上で、施策を打っていくことは重要と思っております。今現在も、とり得る限りの新しい最新の温室効果ガスの排出量、そういったものを把握し、その都度、毎年度、一番新しいものを公表するということを進めておりますし、次の環境審議会の場にもなりますけれども、環境行政の関係でいきますと環境白書というものをまとめまして、ここの中でそれぞれの環境政策が今どういう状況にあるのかというものをまとめてございます。例えばそういったものの中に、今回お示しをしておりますような、この温暖化対策の取組の目標指標なども可能な限り取り込みながら、その逐次の状況をお知らせして、しっかりとPDCAをまわしていくということを進めて参ればと思

ております。また資料の図示の仕方でありますとか、もう少し工夫のしようがあるなどというふうに御意見を受けとめておりますので、よりわかりやすく、この内容が、県民の皆様には伝わるように、工夫をして参れればと思っております。ありがとうございます。それから二つ目で石澤委員から頂戴した民間企業のところでございますけれども、お配りをしております審①-4、横表の新旧対照表の10ページ目でございますけれども、右側が最終案でございますので、今回改めて民間企業の方も含めるということにしております。ですので、幅広い主体に参加をしていただかなければ、この50%削減或いはカーボンニュートラル達成は難しいですので、幅広く参加いただきたいという意図で、今回民間企業を加えてございます。それから最後に田村委員からも御意見いただきましてありがとうございます。やはりいろんなものを、今現在取り入れられるものを、ということで施策をまとめておりまして、これを一つでも実現できるように今現在も予算要求等を進めてございます。そうした中で、冒頭に申し上げましたような、一つ一つの状況をしっかり把握をした上で、より適切な施策を打って参れればと思っております。以上でございます。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。陶山委員どうぞ。

**<陶山委員>** ささいなことで申し訳ないですけども、審①-4の10ページの下の方で、修正している少花粉の花粉スギの「小」は「少ない」の「少」ですね。よろしくお願ひします。

**<環境政策課長>** ありがとうございます。修正いたします。

**<吉岡会長>** 他、お気づきの点はございますか。よろしいですか。特に大きな付帯意見ということではなかったという認識でございます。内容については特に異議がなかったということで、PDCAサイクルをきちんとまわしながら、さらにはそれに甘んずることなく、常に高みを目指していくというような御意見を頂戴したと思います。付帯意見というほどではないかなと思いますが、そういうマインドでこれを実行して欲しいということだと思います。色使い等は、また事務局の方でお任せいただくということで、本内容については特に異議がないということでよろしいでしょうか。では案の通り差し支えないということで答申するということにしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

## ② 阿武隈川流域水道水源特定保全地域の指定について

**<吉岡会長>** 続きまして、審議事項②「阿武隈川流域水道水源特定保全地域の指定について」ですが、こちらにつきましては本日付けで知事から諮問がございまして、非常にお忙しいですが本日は審議会場で御審議をいただいた上で、答申を行うという流れにしていきたいと思っております。それでは担当課から御説明お願いしますが、様々な状況がありまして本日はウェブからの御説明ということになります。それでは環境対策課の方から御説明をお願いいたします。

### **<環境対策課> (資料審②-1及び審②-2に沿って説明)**

**<吉岡会長>** ありがとうございます。それではただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問或いは御意見等を頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。では陶山委員お願いいたします。

**<陶山委員>** もしかしたら説明があったかもしれないですけども、ほとんどが国有林だと思うのですが、所有関係で、もしかしたら公有林も入っているのかなと思っておりますけれども、その割合などの資料はありますでしょうか。

**<吉岡会長>** それでは、担当課の方から、御回答いただけますでしょうか。

**<環境対策課長>** すみません今、そのデータを持ち合わせてございませんので、後程お示しします。申し訳ございません。

**<吉岡会長>** 他にいかがでしょうか。今リモートなのでなかなか情報のやりとりが、難しいのかなと思っておりますけれども、事務局の方でやりとりをしながら、また後程御回答いただきたいと思っております。他に質問はございますか。土屋委員お願いいたします。

**<土屋副会長>** 質問ですけれども、この阿武隈川の特定保全地域が令和のこの時期まで指定されていなかったというのは、前回の審議会でも出たような気がするのですが、何か理由があったのでしょうか。

**<吉岡会長>** 事務局お願いします。

**<環境対策課長>** 水道水源特定保全地域につきましては、流域水循環計画に基づき規定することとなっております。流域水循環計画の策定については、管理指標の流域別評価が低い流域から順番に、計画を策定してきてございまして、今回この阿武隈川流域の流域計画については、昨年初めて策定したので、今回、特定保全地域についても初め

て指定することになったということです。計画の策定が最後になってしまったということです。

**<土屋副会長>** そうしますと法律に基づいて一つ一つ指定していったところ、この阿武隈川のこの地域が最も流域が小さく水量が少なかったということなのではないでしょうか。なぜここが最後になったのでしょうか。

**<環境対策課長>** この流域水循環計画には指標値を設定しておりまして、その指標値を踏まえて、優先度が高いものから順番にやってきたということで、優先度が低かったということです。

**<土屋副会長>** いろいろなものが組み合わさって指標ができ上がって、その順番でいくということですね。ここは相当重要な水源のような気もするのですが、指標としては低かったということなのですね。わかりました。

**<吉岡会長>** 先ほどのこのエリアが国有林かどうかという質問がありましたが、何か国有林であるがゆえに指定が難しくなるかそういう実態というのはございますか。県でここを指定するということなので、多分そこには厳密には紐づかないだろうという認識ではおります。この審議会でここを指定するということについては問題ないですけども、どういうエリアなのかというのをちょっと教えていただきたいという趣旨という理解でよろしいですね。それについてはまた担当課から御回答いただくということにしておりまして、これにつきまして、あとは意見よろしいですか。松八重委員どうぞ。

**<松八重委員>** 御説明ありがとうございます。なかなかキャッチアップするのが難しかったですけれども、こちらの水道水源特定と森林をどういうふうな目的で保全するのかというのは幾つか多分方向性があるかと思えますけれども、ちょっと前半にありました再エネ導入の際、太陽光パネルなど設置する際の土地改変というところについても、かなり今着目されているような気がしており、この話とこの水道水源特定保全という話は、必ずしも合致するものではもちろんないですけども、森林保全という観点をどの目的で達成するのかというところでは何か繋がっているといえますか、調整というものができているのかというところが質問の一つです。それから、10ページで御紹介いただいております南三陸の海岸流域の保全地域に関しまして、確かに水道水源保全という視点では、8以上の部分ではないですけども、多くが6～7というグリーンのところを示されていて、しかも沿岸部に近いところですので、おそらくこのあたりでの土地

改変というのはかなり、湾といいますか、沿岸での水産業にも影響をもたらすのではないかなと思います。ですので、水を調達するというふうな視点でなかったとしても沿岸環境といいますかその辺りへの影響というのもあろうかと思うのですがそのあたりの別の視点での行政判断、その辺りとはどのように調整されているのかということについて少しお伺いさせていただきます。

**<吉岡会長>** 合わせて陶山委員の方からも挙手上がっております。陶山委員どうぞ。

**<陶山委員>** 今の南三陸の話に追加ですけれど、もともと、その地域で重要なところを指定するという事なので、全体で見ってしまうと確かに自然充実度が低いものしかないですけれども、この地域で重要ということは変わらないと思うので、自然充実度8以上に縛られず、その地域で重要なところを指定するという視点があってもいいかもしれないなと思いました。そういう視点で南三陸については見てみてもいいのではないのかと思いました。阿武隈の方については大丈夫ですが。以上です。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。では一旦ここで、事務局でお答えいただければと思います。

**<環境対策課長>** 御意見ありがとうございます。すみませんちょっと聞きづらかったところがありましたので、きちんとしたお答えになるかどうかかわからないですけれども、南三陸の指定の件につきましては、説明の中でも申し上げましたけれども、山間部の水道水源となる地域のうち特に重要と認められる区域という考え方のもとで、植物自然充実度を8から10という全県的な考え方で指定を進めてきております。現段階においてはそのような形で進め、今回の指定で、一通り県全体の指定が、一回終わったということになりますので、この後、全県を一遍に見直しするというようなことも可能となりますので、今いただいた御意見なども踏まえながら、次の見直しの際に検討していければと考えます。

**<吉岡会長>** それともう一つ、御質問で出てきているところについては、いわゆる水の保全という部分と、森林の保全という部分。ここを今、この中ではどういうふうに考えるのかというような御意見だったと思います。それについてお答えいただけますでしょうか。ここでは水道資源ということを中心にエリア指定となっていますが、合わせてそのエリアというのは森林としての価値というのも十分にあると、そのところの切り分け、或いはそのところの一体管理、その辺についてどうなっているかという、そ

ういう御質問だったと思います。それでは事務局から、お願いいたします。

**<再生可能エネルギー室長>** 再生可能エネルギー室でございます。後程、報告事項①で御説明させていただきます新たな新税についても関係するところがございますので、先ほど松八重委員から、太陽光パネルの森林への設置などとの関係について御質問があった部分についてお答えしたいと思います。まず資料の審②-1でございますけれども、こちらは先ほど御説明した区域について、届出が必要になるということでございます。届出を行いまして、必要な行政指導などを行いまして、開発行為に対する抑止効果を期待するという内容でございます。こちらが例えば再エネを森林に設置する場合に必要な各種の手続きの中の一つとして位置付けられ、こういった森林開発して再エネを設置する場合に必要な手続きは様々ありますが、それを踏まえてもなお、再エネ・新エネの設置というものを抑制する効果を十分得られてないという考えのもとで、太陽光パネル或いは風力など森林を開発して設置する場合に、課税をして、経済的な負担が重くなる状況を事業者の方に作り上げて、もう一つ抑止効果を上げていこうという考えでございます。また、再エネとの関係で申しますと、資料の審①-2、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の最終案の概要の⑤を御覧ください。再エネを設置する促進区域を市町村が定める際、そこから除外する区域を定める内容の資料です。その中で、除外区域の県基準という右側の真ん中の箱囲みの一番下の矢羽根をご覧いただきたいのですが、ここに水道水源特定保全地域（ふるさと宮城の水環境保全条例）もございまして、後ほど御答申いただきまして阿武隈水系が指定されますと、そちらの区域につきましては、この促進区域からは除外される区域になるということになり、再エネを促進する区域にはできなくなります。そういった意味で、促進区域と、再エネの森林への設置との関係につきまして、補足で御説明をさせていただきました。以上でございます。

**<吉岡会長>** 松八重委員よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。佐藤部長お願いいたします。

**<佐藤部長>** 補足させていただきますと、資料の審②-1という資料の1ページの下のところ2（2）を御覧いただきたいと思いますが、森林との関係でいきますと、こういった森林法とかアセスといった他法令の部分につきましては、他法令に委ねていますので、こちらでしっかりチェックをしていくというような形になっておりまして、これ以外のところでこちらの条例の方の届け出が必要になるというような関係性に

なっております。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。水道水源の指定ということで、今回諮問いただいて、それに対する答申まで持っていくという流れになっております。いただいた御意見では、まさに宮城の豊かな自然、森の部分をどういうふうに管理していくのかというところに対して様々な切り口があるということで、そこは今後引き続き検討に値する課題を委員の皆様からいただいたという認識です。一方、条例で、水道水源の特定保全地域を指定することになっておりますので、今いただいた御意見のように拡大するとか或いはもうちょっと絞り込みをするというところについては条例との関係もございまして、まずは特定水道水源の指定というところでは、答申という方向に進めたいというふうに思いますが、これにつきまして特段の御意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは原案のとおり答申とさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

### ③ 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第7期）について

**<吉岡会長>** 続きまして、審議事項③「釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第7期）」です。こちらにつきましては昨年の11月に知事から諮問があつて審議を継続しているものでございまして、水質専門委員会による調査を経まして、本日、審議会場で御審議をいただいて、答申という流れでございまして。それではこれにつきましても担当課から御説明をお願いします。

#### **<環境対策課> （資料審③-1から審③-4に沿って説明）**

**<吉岡会長>** どうもありがとうございます。それではただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問或いは御意見等を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。では江成委員お願いいたします。

**<江成委員>** 御説明の中にありました、水質専門委員会座長を仰せついております江成です。この間4回この計画案について審議をいたしまして、大方ただいまの御説明のとおりであり、内容につきましては、結果を汲み取って最終的な保全計画案が作成されたと認識しております。若干補足説明をさせていただきますと、これまで、第6期までの保全計画に基づいて、いろいろな施策を行ってきたのですけれども、結果的に環境基準を達成できていない状態が続いているということでございまして。この間にも

いろいろな取組をしてきたにもかかわらず、水質の主立った改善が見られない、むしろ悪化している部分もあるということで、その辺の原因を含めて、調査研究が必要だということが水質専門委員会議の中で確認をされております。そういった内容について先ほどの説明にありましたように、例えば底泥からの溶出といったことについて少し検討をしていく必要があるということでいくつか検討課題が出されました。しかも、それを検討していくに当たりまして、やはり水質に関わるいろいろな要因が関わってきますので、できれば県の関係部局も含めて調査検討をしていく、或いは調査課題を検討していくということをやっていく必要があるのではないかとこの水質専門委員会議の意向を踏まえ、前回の水質専門委員会議には、県の林業部局からも参加をいただき検討を始めました。今後森林や林業の部局だけではなくて、関連するところについてはそういった方向で進めていきたいと水質専門委員会議としては考えております。以上、補足説明させていただきました。

**<吉岡会長>** どうもありがとうございます。他いかがでしょうか。前回、私の方から質問させていただいた点も、調べていただいております。一期から見ると点源負荷の部分相当下がっているにも関わらずやはり基準値をクリアできないということで、面源負荷の部分でいわゆる自然由来というところでなかなか難しいところがあり、少なくとも今までやってきた対策に対しての効果は見えつつも、数値的にはなかなか厳しい状況であると。そこについて、まだ原因が究明されていない部分については今後さらなる調査研究が必要であろうというような専門委員会議からの御見解と認識をしております。他にはよろしいでしょうか。この件につきまして、答申という方向に進めたいと思っておりますが、ただ、いま出てきましたように、今後これに関しましては少しアカデミックな観点からの調査研究というのも引き続き必要だということで、これを意見として付議すべきかどうかというのは少し事務局の方で検討をいただくということで、会長に御一任いただければと思っておりますので、御了解いただければと思っております。特にならなければそのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。

### **(3) 報告事項**

#### **① 再生可能エネルギー発電施設による森林開発抑制に向けた新たな対策について**

**<吉岡会長>** それでは報告事項に移ります。本日の報告事項3件ということでございます。水道水源の指定のところでも、先ほどこれに関して御説明いただいた部分がありました。これについては別途再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会に諮問して審議されておりますけれども、当審議会においてもその部分を御報告いただくというものでございます。それでは担当課の方から御説明お願いいたします。

**<再生可能エネルギー室> (資料報①に沿って説明)**

**<吉岡会長>** 委員の皆様から御質問はございますか。よろしいですか。特にないようであれば次に進めさせていただきます。

## ② 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について

**<吉岡会長>** 報告事項②「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について」でございます。担当課の方から御説明をお願いします。

**<新最終処分場整備対策室> (資料報②に沿って説明)**

**<吉岡会長>** どうもありがとうございます。新しい処分場の整備ということで非常にタフな仕事をされてきたというところで、ここまでの御報告ということになろうかと思えます。本件につきまして、御質問ございますか。江成委員、お願いいたします。

**<江成委員>** 江成です。御苦労さまでした。先ほどの地図を見せていただくと、場所は今の処分場の近くということですね。

**<新最終処分場整備対策室 総括技術補佐>** 今の処分場から北に約3キロの位置にあります。

**<江成委員>** 浸出水のことについてお伺いしたいのですけれども、現在も浸出水は下水道放流していると思いますが、基本的にはそれと同じということですか。

**<新最終処分場整備対策室 総括技術補佐>** それと同じと考えてございます。

**<江成委員>** 下水道に入れる前段に何か事前の処理は考えておられますか。

**<新最終処分場整備対策室 総括技術補佐>** はい。管理型の処分場になりますので、基準に合うように水処理した上で、下水道に放流するというのを考えてございます。

**<江成委員>** 下水道の方でも受入れる基準があると思うので、その辺のチェックはされるのだと思いますけれども、東京の方の調査事例を報道で見たのですけれども、河川の水質で環境ホルモンが検出されたと。それを追いかけていったら下水処理場から出

てきている、その下水処理場は浸出水を受け入れているという事例があったことをちょっと耳にしたもので、浸出水というのはやっぱりそういういろんな一般的な基準に引っかけられないような汚れというふうなものを含んでいる可能性が大きいんですよね。ですから、ぜひその辺も注意して検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

**<吉岡会長>** 他いかがでしょうか。よろしいですか。では次に進ませていただきますと思います。

### ③ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要について

**<吉岡会長>** それでは報告の最後でございますが、報告事項③「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要について」でございます。これにつきましては従来から非常に優先度の高い対象地域であるということも含めまして、定期的に御報告をさせていただいているそういった案件でございます。では担当課の方から御説明お願いいたします。

#### **<竹の内産廃処分場対策室> (資料報③-1及び報③-2に沿って説明)**

**<吉岡会長>** ありがとうございます。では今の御報告に対しまして御質問ございますか。よろしいですか。では松八重委員、お願いいたします。

**<松八重委員>** 御説明ありがとうございます。すいません立体的な汚染分布の把握というのは一体どういうことを示しているのか少し御説明お願いいたします。

**<竹の内産廃処分場対策室長>** 報③-1に、平面図、上から見た平面図をつけておりますが、この処分場内にたくさんの観測井戸などのモニタリングをする箇所がございます。こういった平面的に有害物質がどの地点に多いのかという調査は、これまでデータを取っているのですが、縦方向で、井戸の深さごとにどの深さに有害物質が多いのかといったことを、新たに調査をすることで、なぜここの井戸は有害物質が多いのか少ないのかということの資料にしたいということでございます。

**<吉岡会長>** よろしいですか。他いかがでしょうか。特にないようでございますので次に進みます。御報告ありがとうございました。

## (4) その他

**<吉岡会長>** それでは議事の(4)その他に移りたいと思いますが、先ほど、審

議事項の阿武隈川の流域水道のところで御質問をいただいております。国有林の割合について環境対策課で御回答よろしいでしょうか。

**<環境対策課長>** 申し訳ございませんでした。先ほど陶山先生から、御質問がありお答えできなかった、指定地域のうち、国有林の割合でございますが、詳細にデータを積み上げたものはございませんけれども、概ね8割程度でございます。民有林は、県有林も含めて1割程度でございます。以上でございます。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。陶山委員よろしいですか。御報告ありがとうございます。その他の事項については、事務局の方から何かございますか。

**<環境政策課長>** 事務局からは、次の日程をお知らせ申し上げます。第4回の環境審議会につきましては、来年3月20日月曜日の午後1時30分を予定してございます。追って御案内の方を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。それでは委員の皆様からその他について何かございますか。香野委員どうぞ。

**<香野委員>** 香野でございます。今日いろいろ難しい問題ばかりいっぱいありましたが、調査研究という話が出ておりましたので、一つだけ。釜房ダムの水質目標値が、9年先、令和13年度になっても、環境基準を満たさないという目標値になっています。それで、先ほどの説明の中で、調査研究をしていくのだというような話があったので、ぜひそれを推進して、全国にそういう対策を発信していくぐらいのつもりで、県でやっていただきたいなと思いましたので一言申し上げました。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。ちゃんとした調査をしっかりとすべきと。こういうところ県の方は予算化の対応などいろいろ出てくるかもしれませんが、アカデミアの部分でも専門家たくさんおられますので、関連分野での連携をぜひお願いしたいというふうに思います。他にございますか。よろしいですか。では以上で終了させていただきます。マイクの方、事務局にお返しさせていただきます。皆さん御協力ありがとうございました。

#### 4 閉会（司会）